

第392回
天草不知火海区漁業調整委員会
議事録

令和5年(2023年)5月19日開催

第392回天草不知火海区漁業調整委員会議事録

開催日時 令和5年(2023年)5月19日(金) 午後1時30分から

開催場所 水前寺共済会館グレースシア 2階 鳳凰

出席者

(出席委員) 江口幸男 桑原千知 前田和昭 佐々木倫一 友村喜一 田代龍也
廣田幸英 深川英穂 澤田唯二 岸田光代 平岡政宏 一宮睦雄
藤木美才 藤田香織 田中愛美

(欠席委員) なし

(天草広域本部水産課) 主幹 津方秀一 参事 木下裕一

(漁業取締事務所) 副所長 齊藤裕勝 機関長 小崎修司

(水産振興課) 課長補佐 石動谷篤嗣 主幹 木村武志

(事務局) 事務局長 鮫島守 主幹 岡田丘 主幹 中根基行 技師 對馬康史

議事

(1) 議題

第1号議案

天草不知火海区における第15次漁業権切替に関する漁場計画(免許の内容等)について(答申)

第2号議案

知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について(諮問)

第3号議案

令和5管理年度における「まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群」の知事管理区分へ配分する数量について(諮問)

議事の経過

事務局	<p>定刻になりましたので、ただいまから第392回天草不知火海区漁業調整委員会を開催いたします。</p> <p>委員会開催にあたり事務局から御報告いたします。</p> <p>本日の委員出席者数は、一宮委員はリモートでの出席となっております。15名中、15名で過半数に達しておりますので、海区漁業調整委員会規程第5条第1項に基づき、本委員会が成立していることを御報告いたします。</p> <p>それでは、議事に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。</p> <p>資料につきましてはページ数が多いため青色の付箋紙で議案の最初のページをお示ししております。申し訳ございません。資料の訂正がございます。18ページをご覧ください。最下段の天区第4号は真珠養殖でありまして、貝が入っております。これを削除していただきたいと思っております。よろしいでしょうか。次に84ページの天区第710号は、ひとえぐさ支柱式養殖ですが、支柱式という文字がダブっておりますので、片方を削除していただきたいと思っております。よろしいでしょうか。もう一つあります。139ページ火区第323号、それと141ページ火区</p>
-----	---

<p>議長</p>	<p>第 338 号と 339 号ですが、関係地区がすべて水俣市袋町という記載がありますが、正しくは水俣市袋でございます。町の削除をお願いいたします。</p> <p>本日の資料は、「第 392 回天草不知火海区漁業調整委員会次第」という資料。今ご訂正頂いた資料 1 部と「漁業法関係法令集」という冊子をお配りしております。</p> <p>過不足等ありませんでしょうか。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、会長よろしくをお願いいたします。</p> <p>それでは、ただ今から第 392 回天草不知火海区漁業調整委員会を開会いたします。</p> <p>議事に入ります前に、海区漁業調整委員会規程第 10 条で定められております議事録署名につきまして、本日は澤田委員と藤木委員をお願いいたします。</p> <p>なお、議事の進行につきましては、皆様の御協力を御願いたします。</p> <p>早速ではございますが、第 1 号議案「天草不知火海区における第 15 次漁業権切替に関する漁場計画について」、水産振興課より説明をお願いします。</p>
<p>水産振興課</p>	<p>水産振興課でございます。よろしく御願いたします。</p> <p>前回の委員会で漁場計画について諮問しましたところ、新規や変更のある漁場については詳しく説明が必要とのご意見がありましたので、委員会開催案内と一緒に事前に追加資料をお送りさせていただいたところです。</p> <p>今回、改めてお時間を頂き、天草不知火海区における漁場計画における新規及び変更の部分について追加で説明させていただきます。</p> <p>それでは、冊子の方をご覧ください。</p> <p>まず、冊子の上から 1 枚目のカラーのページの資料になります。ファイルに綴じた関係で、下の方の文字が少し切れておりますが、切れた部分は「ぶり、あじ」という文字が切れて読めなくなっております申し訳ございません。前回、漁業権の件数に間違いがありましたので、訂正しております。</p> <p>資料の右側上段に記載していますが、</p> <p>現行免許 408 件に対し 375 件の計画を作成しております。なお、その内訳は下の (1)～(3)のとおりです。</p> <p>次のページをご覧ください。新規や変更のあった計画の一覧になります。合計で 14 件ございます。次ページ以降の図面を用いて説明いたします。</p> <p>まず 3 ページの B-2 の図面をご覧ください。</p> <p>天草市牛深町地先の新規の漁場計画になります。</p>

図の上の方にある天区第 526 号は新規の魚類小割式養殖業の漁場で、広さは 7 万平方メートルです。100 メートル×100 メートルが 1 万平方メートルですのでその 7 倍の広さになります。ここは、元々あった天区第 527 号に隣接して計画したものです。

次に下の方にある天区第 710 号は新規のひとえぐさ支柱式養殖業の漁場で広さは 2 千平方メートルになります。次のページ B-3 の図面をご覧ください。天草市深海町の地先になりますが、右上にある天区第 713 号はひとえぐさ支柱式養殖業の漁場で、広さを 2 千平方メートルから 6 千平方メートルへと拡大した漁場になります。その下の天区第 881 号はわかめ養殖業の漁場でありましたが、区域を 4 万平方メートルから 5 万平方メートルに拡大し、併せて「とさか」「みりん」「もずく」を追加した漁場になります。「とさか」「みりん」「もずく」については資料の 10 ページに写真等を載せておりますのでご参照ください。次のページ B-4 の図面をご覧ください。羊角湾の中になりますが、全部で 6 件ございますので種類ごとにまとめてご説明いたします。まず左上の天区第 517 号とその右下の 518 号は新規の魚類小割式養殖業の漁場で広さはそれぞれ 7 万 3 千 6 百平方メートルと 1 万 2 百平方メートルになります。一番にある天区第 807 号は新規の真珠貝垂下式養殖業の漁場で、広さは 4,868 平方メートルになります。そのすぐ上の天区第 15 号及び 16 号は新規の真珠養殖業の漁場で広さはそれぞれ 1 万 728 平方メートルと 5,847 平方メートルとなります。一番左にある天区第 864 号は新規のかき垂下式養殖業の漁場で広さは千百平方メートルになります。次のページ C-8 の図面をご覧ください。天草市五和町二江の地先になりますが、左の方通詞島南にある天区第 804 号は新規の真珠貝垂下式養殖業の漁場で広さは 1 万 4 千 6 百平方メートルとなります。次のページ D-5 の図面をご覧ください。天草市新和町地先になりますが、中央左横島の東側にある天区第 19 号は真珠養殖業の漁場ですが、真珠貝垂下式養殖業から真珠養殖業に変更し、併せて区域を 9 万 8 千平方メートルから 3 万 7,770 平方メートルに縮小したものです。次のページ E-8 の図面をご覧ください。上天草市松島町合津地先になりますが、右下樋合島東側の天区第 822 号は、魚類養殖からひおうぎ垂下式養殖業に変更した漁場で、広さは 3 万 6 千平方メートルとなります。最後に F-9 の図面をご覧ください。上天草市大矢野町登立地先になりますが、左下鬼島北側にある天区第 841 号は新規のひおうぎ・かき垂下式養殖業の漁場ですが、広さは 6 千 2 百平方メートルとなります。以上が新規及び変更の漁場の説明となります。

続いて、当該計画（案）に関してご報告いたします。4 月から 5 月にかけて当該計画案をホームページに掲載し、利害関係人の意見を聴取するとともに国、県、沿海市町の関係機関と協議いたしました。

	<p>条件を新たに付すような意見はございませんでした。</p> <p>また、前回の委員会後に当該計画（案）を5月2日に県公報に登載し、一般に知らしめるとともに、関係者の意見を聴取するため、水産振興課内に当該計画案の閲覧場所を設けましたが、閲覧者による意見はありませんでした。</p> <p>その他、当該計画案につきまして、特段の意見は寄せられておりません。</p> <p>以上を踏まえまして、天草不知火海区における第15次漁業権切替に係る漁場計画（免許の内容等）について委員会からの答申をお願い致します。</p> <p>最後に、今後のスケジュールについてご説明します。今回、委員会からの答申を受けて、漁場計画を決定し、5月末に正式な漁場計画として県公報で公示いたします。この計画に対して免許申請が行われます。申請期間は6月1日から7月18日を予定しております。</p> <p>免許の申請があったものについて、8月上旬を目途に海区委員会に諮問いたしまして、9月1日付けで免許といった流れになります。</p> <p>水産振興課からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ただ今、水産振興課から、第1号議案について説明がありましたが、委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。</p>
議長	<p>ございませんか。深川委員。</p>
深川委員	<p>ありません。</p>
議長	<p>他の委員の皆さんから何かご質問はございませんか。ようございませうか。</p>
委員	<p>はい。</p>
議長	<p>それではお諮りいたします。第1号議案「天草不知火海区における第15次漁場計画について」特に意見なしと答申してよろしいですか。</p>
委員	<p>はい</p>
議長	<p>それでは、第1号議案については、特に意見なしと答申します。</p> <p>続きまして、第2号議案「知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について（諮問）」、水産振興課から説明をお願いします。</p>
水産振興課	<p>水産振興課です。本日諮問させていただく知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について説明させていただきます。</p>

熊本県漁業調整規則には、知事は、新たに漁業の許可をしようとするときは、当該知事許可漁業を営む者の数、当該知事許可漁業に係る船舶等の数等を勘案して、漁業種類、漁業時期、操業区域などを内容とした制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可を申請すべき期間を公示しなければならないと規定されています。また、公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かななければならないと規定されています。

今回諮問させていただく内容について具体的に説明いたします。資料 143 ページから 183 ページまでに公示を予定している制限措置の案を掲載しておりますが、案の内容及び各漁業の概要について、法令集に添付しているスライドを用いて説明させていただきます。各スライドのタイトルにカッコ書きでスライド番号を付記しております。本日は、法令集の資料でご説明致します。

まず、法令集の上から 1 枚目のスライドの 2 番になります。新たに漁業を営みたいと要望のあった新規の許可漁業は、げんしき網漁業及びその他のかご漁業です。許可の有効期間満了に伴い引き続き漁業を営みたいと要望のあった漁業は、いかかご漁業及び吾智網漁業です。

最初に新規の許可についてご説明します。まず、げんしき網漁業についてです。法令集は上から 1 枚目の裏面の 3 番に漁法を 4 番に操業区域や隻数を示しています。げんしき網漁業では、スライド 3 番の図のような漁具を、潮流を横切るように設置し、網を流して、くるまえばやしやえび等を漁獲します。周年操業が可能な漁業であり、有明海、不知火海で営まれています。今回の制限措置の操業区域は、スライド 4 番の参考図に緑色で色付けした海域になります。許可予定の隻数は 1 隻、その他の内容は資料 143、144 ページに記載のとおりとなっています。げんしき網漁業については、以上です。

次に、その他のかご漁業についてです。スライドは、5 番に漁法を 6 番に操業区域や隻数を示しています。スライド 5 番の図のようなかごを設置します。漁場によって主たる漁獲物は異なりますが、あなご、がらかぶ、うつぼ等を漁獲します。漁業時期は 3 月から 11 月までとなっております。操業区域は、スライド 6 番の参考図にオレンジ色で色付けしている天共第 9 号共同漁業権漁場内の牛深町地先です。許可予定の隻数は 1 隻、船舶の総トン数及び推進機関の馬力数、漁業を営む者の資格については、資料 145、146 ページに記載のとおりとなっています。その他のかご漁業については、以上です。

次に、有効期間満了に伴う許可である、いかかご漁業についてです。スライドは、7 番に漁法を 8 番に操業区域や隻数を示しています。スライド 7 番の図のような漁具により、こういか等を漁獲します。漁業時期は 12 月から 6 月までとなっております。有明海、不知火海で営まれています。今回、操業区域や漁業を営む者の異なる 25 種類の制限措置の

	<p>公示を予定しています。操業区域は、スライド 8 番の参考図に示しております共同漁業権漁場と不知火海、天草有明海の公海部分を組み合わせた区域となります。許可予定の隻数は、不知火地区が合計 13 隻、天草地区が合計 47 隻であり、船舶の総トン数及び推進機関の馬力数、漁業については、資料 147 ページから 167 ページに記載のとおりとなっております。いかかご漁業については、以上です。</p> <p>次に、吾智網漁業についてです。スライドは、9 番に漁法を 10 番に操業区域や隻数を示しています。スライド 9 番の中央の図のように漁具を設置後、巻き上げることで、たいやたちうお等を漁獲します。漁業時期は周年となっております。今回、公示を予定している制限措置の操業区域は、スライド 10 番の参考図に緑色で色付けしている不知火海南部の区域と各漁業権漁場内を組み合わせた区域です。許可予定の隻数は不知火地区が合計 27 隻、天草地区が合計 63 隻であり、船舶の総トン数及び推進機関の馬力数、漁業を営む者の資格については、資料 168 から 170 ページの記載のとおりとなっております。吾智網漁業については、以上です。</p> <p>最後に許可の申請期間についてです。スライド 11 番をご覧ください。申請期間は、新規の許可が令和 5 年 5 月 29 日から令和 5 年 6 月 7 日までとしています。</p> <p>許可の有効期間満了に伴う許可のうち、いかかご漁業が令和 5 年 5 月 29 日から令和 5 年 6 月 14 日まで、吾智網漁業が令和 5 年 6 月 21 日から令和 5 年 7 月 7 日までを予定しています。</p> <p>以上で説明を終わります。御審議のほど宜しくお願い致します。</p>
議長	<p>ただ今、水産振興課から、第 2 号議案について説明がありましたが、委員の皆様からご質問、ご意見ございませんか。はい、友村委員どうぞ。</p>
友村委員	<p>げんしき網ですけども、樋島が出したけど、これは樋島の区域だけでしょうか。それとも、公海はできますかね。</p>
友村委員	<p>公海もできると思うんですよ。</p>
議長	<p>私の認識では、公海もできると思いますよ。他所の地先もできるし、漁業権でもできます。</p>
友村委員	<p>なぜ、これをお聞きしたかというのですね、うちには吾智網があります。うちには天共第 13 号の中の嵐口地区と御所浦地区に分かれておりますが、吾智網については公海も許可がなされておりますが、そこに、鹿児島県の吾智網が、入ってきて操業しとる場合があるわけですね。</p>

	<p>ただ、境界が獅子島とのあい中との公海が入れてないものですから、私たちもどうかなと懸念しているわけですけど。鹿児島県が栖本沖の公海をやっていいのか、悪いのか、わかる方がおられれば、ご説明をお願いいたします。</p>
友村委員	<p>栖本灘の公海。分かるかな。新和町と御所浦のあい中の公海です。吾智網は元々、公海だけだったんですよ。それが後から地先まで入ったわけです。</p>
水産振興課	<p>熊本県と鹿児島県の明確な線引きをしてない区域だと思いますが、公海上ということで鹿児島県と熊本県が入り合っているところもあると思います。熊本県としては、あまりにも熊本県の海域に近づいた場合には、ここからは熊本県の海域だということで、指導しています。公海ですが、県としては熊本県の海域だという認識です。</p> <p>以前、お話ししましたように、海には明確な県境というのが引かれてないということで、そこは調整を図りながら、慣行という言い方をしますが、そういう形で整理をさせていただいています。</p>
友村委員	<p>あの、いわし網、いわばバッチ網と言いますが、バッチ網の場合は、区域内の許可だから、公海には許可が下りておりません。だから公海を曳かなくても、熊本県がそこは取り締まっておりますので、ただ、今回、私が質問するのは、吾智網の許可は、地先並びに公海が入っているのでしょうかというわけです。だから公海を曳いても、取り締まりされてもそこは許可が下りております。熊本県はですね。ただ、公海の場合は鹿児島県と熊本県と共同になっておりますので、あくまでもそれは…</p>
桑原委員	<p>共同ではないだろう。</p>
議長	<p>ちょっとお尋ねしますけどね。吾智網には公海上の許可があるのですか。</p>
水産振興課	<p>水産振興課です。この法令集、今日の資料 10 ページですね。10 ページ、スライド 10 番のところをご覧ください。これが吾智網の制限措置の内容と区域のところを示しております。いろんなところの地先の許可がございますので、各地先の色付けしてある区域と、あと緑色の部分が公海になりますので、その部分を組み合わせたところ、ということで、細かい内容が、この資料の方ですね、168 から 170 ページにかけて、吾智網の許可の制限の内容が、詳しくは書かれております。</p>
水産振興課	<p>先程、申しましたように公海上ではありますけど、ここは熊本県の</p>

	<p>海域という形になりますので、あちらの許可上も同じような形になっていると思います。ここからは熊本県の海域だということで、度重なる指導してそれに従わないということであれば検挙するということになります。共同漁業権でないところは公海ですが、鹿児島県の船が入ってきたとしても、そこは熊本県の海域だという形の中できちっと取り締まりをするという形です。</p>
議長	<p>水俣のところから線引きしてある。入ってこられない。</p>
水産振興課	<p>水俣の方は非常に特殊な状況であって、三角地帯のところは吾智網も含めたところの入り合いで、お互い調整が図られているところです。熊本県も鹿児島県も共同で利用しましょうということで、折り合いがついていうところですから、その部分は共有して使っているという認識です。</p>
友村委員	<p>はい。しかし状況はですね、栖本灘の公海に朝方の4時ごろから夜が明けるまで、今はちょっともう明るいから、4時から5時ぐらい。お日様が上がればですね、もう自分たちの公海に帰っていく。</p>
議長	<p>ちょっと説明して。</p>
漁業取締事務所	<p>漁業取締事務所です。鹿児島県の吾智網漁業につきましては、4月1日から12月31日まで許可されております。一時的に天草海の方も操業できる形になっているのですが、6月1日から7月の末までにつきましては不知火海の方でしか、操業できないという形になっております。その不知火海という表現が、鹿児島県も鹿児島県の見解を示しておりますので、その中で、先ほど友村委員から話がありましたように、熊本県の漁業権が設定されていないところについては、鹿児島県の方も鹿児島県海域であるという主張をしてくると思います。</p> <p>しかしながら、私どもとしましても、先ほど言った、栖本とか新和の漁業権に入って操業しているのであれば、もちろん検挙します。公海上につきましてはですね、私ども熊本県としましては、「熊本県の海域であるよ」というのを、鹿児島県の吾智網業者に伝えております。ですから鹿児島県の吾智網業者、獅子島あたりの漁業者もですね、やっぱりそこは熊本県の海域じゃないかなというような認識はありつつ、朝方に操業している可能性があるのかなというふうに認識しております。</p>
友村委員	<p>ありがとうございます。</p>
議長	<p>ということは、すなわちしてはいけないということだろ。</p>

<p>漁業取締事務所</p>	<p>鹿児島県の許可の内容では。お互いの県境の主張が交わっているところになります。</p>
<p>平岡委員</p>	<p>10 ページの緑のところでも南の方に行くにつれ濃くなっているけど、まさに今話しているのはその話でしょう。</p>
<p>漁業取締事務所</p>	<p>その話ではありません。栖本湾の話です。栖本湾の話を友村委員から質問がありましたので、説明しております。</p> <p>友村委員から話がありましたように栖本、オレンジ色のところですね。地先の中であつたり、その裏のページの天共第 13 号、もちろんその中に入ってきた場合につきましてはですね、検挙いたします。</p>
<p>議長</p>	<p>栖本灘に入ってきたら検挙するとね。</p>
<p>漁業取締事務所</p>	<p>栖本地先の漁業権の入っていないところがあります。そこは、お互いが主張しているところであります。熊本県の立場としましては、そこは熊本県の海域であると主張しております。</p> <p>その中で指導したり、警告をしたりして、そういった実績をデータとして持っております。その中でその認識がありつつ操業していた場合については、検挙する可能性があります。</p>
<p>水産振興課</p>	<p>県境は明確なラインが引かれてないのですが、熊本県が所管する海域だと主張し、そこを常に指導することで、ここは熊本県の海域になります。これは慣行によるということです。</p> <p>ご意見のあっている場所は、非常に狭い地域にはなりませんので、入会う部分もあるのですが、鹿児島県の漁業者にもオレンジ色から先は熊本県の海域ということで、指導をしています。熊本県としては、鹿児島県の漁船に対して、その区域での操業を認めていないという認識です。</p> <p>今のところ当海域でトラブルはあっていませんが、コロナ前までは毎年 1 回、鹿児島県と調整会議をして、こういうことで注意をしましたとか、こういうことで警告をしましたなど情報交換をさせて頂いて、お互いトラブルが無いように心がけましょうという話をし、県境の部分については連携を図ってきたところです。</p>
<p>議長</p>	<p>友村委員、よろしいでしょうか。</p>
<p>友村委員</p>	<p>わかりました。</p> <p>うちは天共第 13 号の中に嵐口地区と御所浦地区に分かれております。組合も違いますけども、今度、3 組合で話し合いをして、許可につ</p>

	<p>いてはお互いに操業できるように、明日役員会も控えております。もし決まれば今回は出しておりますけども、変更であげたいと思いますので、どうぞよろしく願います。</p>
議長	<p>他にございませんか。</p>
議長	<p>ようございますか。 それでは、他に無いようでございますので、第2号議案については、特に意見なしと答申いたします。 続きまして、第3号議案「令和5管理年度における「まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群」の知事管理区分へ配分する数量について」、水産振興課から説明をお願いします。</p>
水産振興課	<p>水産振興課です。 第3号議案令和5管理年度における「まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群」の知事管理区分へ配分する数量について諮問させていただきます。座って説明させていただきます。 まず186ページの図1で資源管理の流れを簡単に説明します。 上段をご覧ください。漁業法に基づく資源管理では、漁業者による漁獲量等の報告や研究機関による様々な調査に基づき、研究機関が資源量や漁業の影響の評価及び将来予測といった資源評価を行います。 その後、右側にある通り、漁業者や各都道府県等の意見を確認した上で、国が資源管理目標や漁獲管理規制を定めます。これに基づき、国全体の年間の漁獲量の上限、総漁獲可能量が設定されます。 漁獲量がこの総漁獲可能量を超えることがないように数量管理を行っていくものが、下段中央にあるTAC管理と呼ばれるものです。 現在の熊本県のTAC対象魚種は、まあじ、まいわし、まさば、ごまさば、するめいか、くろまぐろの5魚種です。 図2をご覧ください。 TAC管理では、まず、国から都道府県ごとの漁獲可能量が配分されます。これが、各都道府県の漁獲量の上限になります。 各都道府県は、配分された都道府県別漁獲可能量をもとに、県内の漁業者が実際に漁獲できる漁獲量を設定します。この量を知事管理漁獲可能量といいます。 知事管理漁獲可能量は、知事が関係海区漁業調整委員会の意見をきいたうえで決定することとなっています。 このため、本委員会において「まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群」の知事管理漁獲可能量への配分について今回諮問させていただくものです。 資料の187ページをご覧ください。令和5年7月1日から始まる令和5管理年度の「まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群」の</p>

	<p>本県の都道府県別漁獲可能量の配分量の通知が水産庁からあり、知事管理区分及び県留保枠への配分量を決定する必要があります。熊本県の配分量は「現行水準」、現行水準の場合の目安数量は 590 トンです。</p> <p>都道府県別の漁獲可能量についてですが、日本全体の漁獲実績の上位 80 %を構成する都道府県には具体的な数量による割り当てがありません。熊本県は上位 80%に該当しなかったため、「現行水準」で配分されました。</p> <p>県留保枠は「なし」としていますが、配分量が「現行水準」の場合は、熊本県資源管理方針において都道府県別漁獲可能量の全量を知事管理漁獲可能量に配分することとされています。</p> <p>これに従い、令和 5 管理年度における「まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群」の知事管理区分への配分量を「現行水準」としたいと考えます。</p> <p>以上の、「まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群」に関する令和 5 管理年度における知事管理区分配分する数量について、御審議の程よろしくお願いします。</p>
議長	<p>ただ今、水産振興課から、第 3 号議案について説明がありました。委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。</p> <p>はいどうぞ。</p>
佐々木委員	<p>熊本県の現行水準ということですが、昨年のこの時期のサバの漁獲量はどのくらいでしょうか。</p>
水産振興課	<p>お答えします。昨年も現行水準で目安量 382 トンとなっています。管理年度が 7 月から 6 月なので、まだ昨年度の TAC 期間となっております。それでは 4 月現在までの漁獲量についてですが、244 トンとなっています。5 月、6 月後残り 2 ヶ月間ですが、あと 138 トンの枠があります。以上です。</p>
佐々木委員	<p>分かりました。といいますのはですね、今まではサバがあまり獲れていない。熊本県はまき網もないし、大きなサバとか獲っていないんですけども、昨年からですね、豆サバがどんどん八代海の方にも入ってきて、小さいからトン数は上がらないと思います。小型まき網にも入ってきております。天草町の定置にもだいが入ってきております。私が危惧しているのは、590 トンの現行水準。これが昨年からするとだいが増えてきていると思うんですよ。牛深に揚がるのは長崎とか鹿児島のみき網が入ってくるんですけども、長崎、鹿児島は TAC 制限がかかっております。熊本の方も多分、1 年この状態が続くと 590 トンは超えてくのではないかと心配です。それを超えてきた時がですねそこで獲れなくなると、小型まき網の人たち、定置網の人たち、牛深で</p>

	<p>言えば棒受網があります。超えた時になれば、もう全然獲っちゃいかん訳ですけどね。もう少しその辺のところ、今の水準が低いから 590 トンでいるんですけども、やっぱりこれが獲れだすと少しは留保枠があればいいんじゃないかと私は思っております。</p> <p>これは海の中の品物なので獲れないかもしれない。しかし、今年は 30 年ぶりに大羽イワシが来たということで、海の中のことは分からない。また、獲れないかもしれない。今年も見てると豆サバがどんどん入ってきているような状態で、サバとかこういう魚種は、1 ヶ月もすると段々、目に見えて大きくなっていくんですよね。そうするとトン数が上がっていくわけです。590 トンで止まればいいんですけど、これを超えた場合、県の留保枠は、いくらか取っておいた方がいいんじゃないかなと私は思います。</p>
水産振興課	<p>はい。まず現行水準につきましては、マサバの枠を超えたからといって、法的に操業停止ということはありません。もちろん管理は 590 トンの中で行う必要があるのですが、超えそうになってきたときは漁業者の方と面会しながら…。</p>
友村委員	<p>ちょっと止めるということでしょう。</p>
水産振興課	<p>実質的な話としては上位 80%に入っていない残りの 20%の一部が熊本県の分になります。国としては、一つの枠の中で、その数量を超えないように管理をしようとしていますので、その上位 80%でない 20%は数量をきちんと明記してないですけど、現行水準という言葉の中で、数量管理をしてくださいということです。よって、590 トンを超えないようにコントロールしなさいと水産庁からの指導が 있습니다。</p> <p>今、佐々木委員が言われたように海の中のものは分からないので、資源量が急激に増えて、もう採捕数量がないというような状況の中であつても魚が沢山いるという状況があつた場合の想定は、あまりしていないと思います。</p> <p>この基準が始まったのが令和 2 年 12 月からの、いわゆる新漁業法になってからの管理ですから、まだ制度的には成熟しておらず、変則的なところまできちっと決まってないような感じがします。今後、このような場合は、国の方が現行水準を含めて総枠を見直して、全体枠を広げるという形でコントロールしないといけないと思います。その辺の制度がまだ定まってないというのが実際のところです。</p> <p>今、佐々木委員が言われたようなことが、水産庁の方にお声が上がっているということを聞いていますが、明確にどうコントロールしたらいいという話は、まだ県の方には下りてきておりませんので、またそういう状況が明確になりましたらご紹介をするという形になると思います。</p>

佐々木委員	<p>はい、わかりました。超えないように管理していくしかないと思うんですけども、海の中は、分からないということです。太平洋側はサバが不漁で、対馬暖流の長崎、鹿児島沖から日本海までは魚がいるのに、もうこれ、とっちゃいけないという管理をしてる件ですね、やっぱり熊本県からもイワシが増えてきておりますので、そこら辺の枠は若干量ということにしておりますけども、増えてきたときの場合も考えて主張して頂きたい。</p>
議長	<p>他にございませんか。 ようございますか。</p>
委員	<p>はい</p>
議長	<p>それでは特に無いようですので、第3号議案については、「特に意見なし。」と答申します。 本日、事務局が予定した議事は以上ですが、委員の皆様から他に何かございませんか。</p>
委員	<p>はい</p>
議長	<p>事務局はありませんか。</p>
事務局	<p>ございません。</p>
議長	<p>それでは、これで第392回天草不知火海区漁業調整委員会を閉会します。</p>